

デジタルカメラで撮影した画像の管理要領の制定について（通達）

令和 6 年 9 月 17 日
群鑑 第 70 号
[刑企・情管]

〔沿革〕

（概要）

この規定は、犯罪捜査に従事する警察職員がデジタルカメラで画像を撮影する際の留意事項や当該画像の記録に使用する外部記録媒体の管理等について必要な基本的事項を定めたものである。